動画像管理・解析システム
仕様書

2026年11月

地方独立行政法人

岐阜県総合医療センター

1. 場所・期限

納入場所：岐阜県総合医療センター　超音波検査部
納入期限：2027年3月31日（水）

2.品名・規格・数量
品名：動画像管理・解析システム

品名・規格	単位	数量
株式会社フィリップス・ジャパン		
CI Professional Service	式	1
3rdParty ISCV Hardware+Software	式	1
IntelliSpace CV New and Upgrades	式	1
機器接続	式	1

≪内訳≫

Upgr.Xc/ISCV non-ASU Customer	1
IntelliSpace CV 2.X	1
Upgrade ISCV to ISCV	1

Upgr.Xc/ISCV non-ASU Customer
IntelliSpace CV 2.X
Upgrade ISCV to ISCV 8
Consumption同時アクセス-ISCV4アップグレード
Production同時アクセス-ISCV4アップグレード
Consumption同時アクセス
Production Workflow同時接続ユーザーライセンス
TOMTECインターフェイス
TOMTEC
Upgrade QLAB to TOMTEC non-ASU
Existing 2D Bundle Cus
Existing MVN Cus
Cardiac US Essentials Upg
4D MV-Assessment Upg
Number of CUs to upgrade
Image-Comパッケージ　2式
TomTec4D　LV解析（同時アクセス）
TomTec　4D　RVファンクション（同時アクセスライセンス）
TomTec　4D Cardio-View（同時アクセスライセンス）
TomTec　2D Cardiac meas（同時アクセスライセンス）　2式
QLAB

IntelliSpace CV 8.X
QLAB15へのアップグレード
機器接続（GE社製　超音波画像診断装置2台）

3.提出書類
納品書、納入品のリスト及び写真（電子データ）、請求書　他　付属書類

4. 入札に関する基本要件
（1）保守体制・障害支援体制に関しては以下の要件を満たすこと。
・ 病院職員の立会いのもと、機器及び連携する装置等（ハード及びソフトウェア）全体が正常に動作することを確実に確認するとともに、納入後1年以内の通常使用による故障及び障害に対しては、無償保証に応じること。
・ 無償保証期間中の障害発生時には速やかに所要の保守修理に応じるよう点検保守体制を整えること。
・ 障害時において、迅速なるサービスが対応されていること。
（2）据付・搬入・配線・撤去・調整等の設置条件に関しては以下の要件を満たすこと。
・ 病院職員と協議の上、病院の承認後に着工するものとする。
・ 設置工事に係る費用は、請負業者負担とする。
・ 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁床等に養生・補強等を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示の通りとすること。万一、発注者の建物及び物品に損傷を与えた場合は、職員に報告するとともに、速やかに現状に復すること。
・ 万一、機器搬入及び据付工事の際、過って病院の躯体、設備、器物等に損傷を与えた場合は、自己の負担において速やかに修復すること。
・ 機器搬入及び据付工事に必要とする病院内での一般光熱水費は原則として病院が負担する。但し、溶接ガス等特殊なものは請負業者負担とする。
・ 撤去後の機器については、院内の病院職員の指定する場所へ移動すること。
（3）教育訓練等に関しては以下の要件を満たすこと。
・教育訓練は病院の職員と協議の上、指定する日時、場所で行うこと。
・操作マニュアルは各装置について日本語版を各1部提供すること。
（4） 売買契約後、納品までの間に新機種開発により同等機種以上の性能があり、型式変更または機能付加された場合は病院と協議の上、病院の指定する機種を契約金額内にて納入すること。またそれにより設置条件等に変更が生じた場合、速やかにその情報を病院へ提供し、病院と協議を行い納期に支障を来さないようにすること。
（5）納入スケジュールについて、病院職員の指示に従うこと。
（6）その他本仕様書に記載されない事項については適宜病院との協議に応ずること。

特記仕様書

1．妨害又は、不当介入に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。

2．受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。